

未来へつなぐ しが文化活動応援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 未来へつなぐ しが文化活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演、展覧会等活動機会を失した者または縮小等を余儀なくされた文化活動関係者が行う、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対して補助することにより、文化芸術活動の継続を支援することを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次のすべてに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 住所または活動の拠点が滋賀県内にある個人または団体
- (2) 収入を伴う文化活動の実績があり、現にそれと同等の活動を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年2月26日以降、公演や展覧会等活動機会を失した者

(補助の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のすべてに該当する活動であって、県内で行われるものとする。

- (1) 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野の文化活動において、企画・制作・実施等に関わる活動
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底したうえで、広く一般に公開される活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める活動

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費の区分、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から国および市町村等の補助金を減じた額に補助率を乗じて得た額、および補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第7条 この補助金の補助対象期間は、令和2年7月17日から令和3年2月28日までに実施する事業とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請書(様式1)を、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 理事長は、前条に規定する交付申請書を受領した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式2)を補助事業者に送付するものとする。

(事業の変更)

第10条 理事長は、前条により交付決定した内容について、補助事業の内容および遂行に影響を及ぼさない範囲で、交付対象の規格、仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合以外、変更は認めない。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、令和3年1月17日までに補助事業が完了したときは、完了した日(前条の規定による中止または廃止の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、または令和3年1月31日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する実績報告書(様式4)に成果物および関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、令和3年2月28日までに補助事業が完了したときは、完了した日(前条の規定による中止または廃止の承認を受けた日)から起算して20日を経過した日、または令和3年3月3日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する実績報告書(様式4)に成果物および関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

3 前項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

4 「未来へつなぐしが文化活動応援事業」で交付決定を受けた経費のうち、「文化芸術公演支援事業」で交付決定を受けた経費と同一の経費については、当該経費を補助対象経費から除いて実績報告

を行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査および、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）に適合すると認めるときは、規則第13条に規定する交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式5）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式6）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。
- 3 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から30日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年2.6%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴い、実績報告書に変更が生じた場合には、消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式7）により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。

(補助企業の公表)

第17条 理事長は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第18条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定、規則第8条に規定する変更（中止・廃止）の承認および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（その他）

第19条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助率・補助限度額
区分	内訳（例）	
賃金	<p>事業遂行に必要な業務・事務を補助するために、補助事業期間中に雇用した者の人件費</p> <p>事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料 等</p> <p>※臨時に雇用する場合に限る。</p>	<p>補助率：4分の3以内</p> <p>補助限度額：</p> <p>ア 感染症防止対策経費：100千円</p> <p>イ 文化活動経費：100千円</p>
諸謝金	<p>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費</p> <p>公演等出演料、作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿執筆謝金、原作料、企画制作料、舞台スタッフ費、映写技師謝金、講師等謝金、会議出席謝金、指導謝金 等</p>	
旅費	<p>事業の遂行に必要な移動・宿泊に係る経費</p> <p>国際航空賃、国内交通費、宿泊費 等</p>	
借損料	<p>事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル料として支払われる経費や施設使用料</p> <p>楽器借料、楽譜借料、著作権使用料、機材借料、作品借料、映写機材借料、同時通訳関連機器借料、会場使用料（付帯設備費を含む） 等</p>	
消耗品費	<p>事業を遂行する上で必要不可欠な物品の購入費</p> <p>消耗品購入費（マスク・消毒液等購入費）、小道具費、衣装費、作品保険料、傷害保険料 等</p> <p>※税込10万円未満のものに限る。</p>	
通信運搬費	<p>事業実施に必要な機材等の運搬のために支払われる発送費または運搬費</p> <p>道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費、郵送料 等</p>	
雑役務費	<p>事業遂行に必要な専門的な知識・技能等に基づく業務を第三者に外注するために支払われる経費</p> <p>広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、会場設営費（アクリル板等施工費）、印刷製本費、託児謝金、請負費 等</p>	